①氏名 (フリガナ)		ブナ)	村越	啓雄							
②住所			千葉県								
③電話番号						メール	アドレス		1		
④職業							⑤年齢	II.	⑥性別		
意見該	1		⑦御意見								
頁	行										
		今回の意見募集は、有識者会議事務局あて、となっていますが、これは国民が国									
			_		れたもの、	従って	、有識	者会議で取りる	きとめるも	のではない、	
			解してい								
								題があると認識			
		まず、今回選定された有識者とは、議事録で意見を聴取する範囲において、既存の									
		河川行政を推進、指導してきた者たちではないか、と思われることです。									
								テ政を政策転換			
		たよらない治水」へ進めるために設置されたものと記されていますが、有識者の発									
		は、従来の実績を誇示し、他の議論を排除することを平然と発言していること、事務方もこの発言を許容し、有識者会議の議論の方向として議事録に記録されてい									
			_	発言でi	計谷し、有詞	 取白云声	我りび我師	の方向としい	接事琢(こ記	球のもしいる	
		ことです。 第2回有識者会議 議事録43ページから。									
		【委員】 どうぞ。									
		【委員】 きょうは参考人の話を聞きましたけれども、我々はあくまで聞いただけ この中身の全てがオーソライズされたという観点はないと思うのですが						だけで、			
		【委員】 それは委員会として呼んで、その本人がどこで何を言おうと、そんなこと							なことは		
	関知したことじゃない。全然ない。 【委員】 もちろんそれは個人。 【委員】 ここでやっているのは、学者の会議とは違うんだから。役所というか (政務三役) の会議だから。そんなもの何とも思わなかったらよい。										
							か、〇〇				
【委員】 そういう認識でよろしいですか。											
		(3	委員】	そういう	うことです。放	欠ってお	いてもい	いんだから。そん	なこと言っ	₹	
	このような発言をし、また取りまとめる有識者会議は、国民の意見募集の						集の結果につ				
		いて、聞く耳を持たないことが明確です。 有識者会議事務局は、有識者の意見を基に作成した中間とりまとめ(案)に対									
									(案) に対比し		
		て、国民から提出された意見を整理し、従来の河川行政を政策転換できる、中間								る、中間とり	

まとめとするよう、国土交通大臣の名のもとに、有識者会議を指導してください。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			村越 啓雄							
②住所			千葉県							
③電話番号					メールアドレス					
④職業					⑤年齢		⑥性別			
意見該	当箇所				⑦御意見					
頁	行		(20	00 字を超える	る場合は 200 与	学以内の要旨も	記載)			
23~		(9)決壊しない堤	防						
24		(1	0)決壊しづらい堤防							
		堤防が決壊する可能性があり(10項)、仮に決壊しない技術が確立されれば(9項)								
		٤,	堤防が決壊する	ことは必然で	ぶあるとの記載	は、驚きである	5 。			
		堤	防とは決壊しない	ハものであり	、予測しがた	い場合に決壊の	つ可能性が	i残されている		
		が、	その万一のための	の施策を永年	三月、莫大な国	費、地方費を搭	设じてきた	このではないの		
		カュ?								
		決	壊する堤防に一	基数千億円 も	の経費でダム	を建設して治力	kがどう係	Rたれるのか、		
		矛盾	; もはなはだしい。							
		川の治水とは、まずは現状の堤防の整備を第一に進め、浸食、浸透、越水に耐えり								
		れる	施策を講じるこ	と。						
		「仮に決壊しない技術が確立されれば」などと既存の権威に胡坐をかいて思考停								
		になっている有識者は不要であり、既存の土木業界に限らず、幅広い技術者を呼集								
		て「決壊しない堤防」の技術開発を国の施策として進め、民主党の施策である、第								
		の道につなげて行くべきである。								

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			村越 啓雄								
②住所			千葉県								
③電話番号					メールアドレス						
④職業					⑤年齢	⑥性別					
意見該	当箇所				⑦御意見						
頁	行		(20	00 字を超える	る場合は 200 匀	字以内の要旨も記載)					
40	3	地域	法振興に対してどのような効果があるか								
54	8										
			第2回議事録 41ページから								
		地方にダムをつくるという場合、その地域経済に与える影響というのが、地元の期待と、									
		そして、今までも、景気浮揚もそうですけれども、コンクリートをたくさん使ってものを									
		2	くるということが	日本経済を成っ	長させるという記	論理が通ってきたわけなん	ですよね。				
			このことはどう考	えるかという	のは、今まで何-	十年もかかって、何年にも	わたって付帯				
		エ	工事も含めてダムを作っていくということが、地域に人を集めて雇用の場をつくり、そし								
		てそこにお金を落とすという仕組みがかなり、推進する側のメカニズムとして効いてきた									
		わけです。この点をどう考えるのか。例えば、ある山奥につくるダムをやめて、下流のほ									
		う	うの堤防を強化するといった場合には、全体としてコストは安くなるかもしれませんけれ								
		ども、同じ地域経済の問題というのは残るわけです。									
		第2回有識者会議での上記議事録のとおり、地域振興にとって最も関心のあ									
		は、治水、利水に共通する、建設工事に伴う土木建設事業、造園事業などの									
		と工事に伴う作業員の飲食業などへの消費を期待するものであることが、やんは									
		建設地でのやり取りで明白となっているにもかかわらず、中間とりまとめ(案)には									
		地域振興としての記載が無い。									
		しかし、これは本来、建設段階における一過性のものであり、地域振興の名の基に									
		建設期間を引き伸ばして永続させ、仕様の追加、設計の変更などを行って、工事期間									
		の延伸と、工事費の増額をもたらしてきた弊害の歴史がある。									
		これらは、持続性のある地域振興策とはなり得ないことを明らかし									
		l _A									